

## < 单亲家庭临时特别补助金 >

对单亲家庭支給补助金。

对象者：符合以下①～③其中任何一项的人

- ① 已经领取 2020 年 6 月份的儿童抚养津贴的人(含因领取公共年金等而停止支給儿童抚养津贴全额的人)
- ② 因领取公共年金等而没有申请儿童抚养津贴，但是在 2020 年 5 月底当时符合单亲家庭的条件
- ③ 在新型冠状病毒感染症影响下，因为家计骤变等，收入额和领取儿童抚养津贴的家庭一样程度的单亲家庭

支給額：基本上对一家庭支給 5 万日元。第二个孩子以下每个孩子追加支給 3 万日元。

追加补助金（基本額加算）为每个家庭 5 万日元（只限符合上述①②条件，受新型冠状病毒影响收入骤減的人）

支給日期：8 月中旬以后

报名：对符合①的人，已于 7 月底前邮寄通知书。对符合②③的人，依每个家庭的状况申请方法有所不同，请向儿童支援课询问。

→ 儿童支援课

Tel. 048-775-6819

Fax 048-774-5342

## < ひとり親世帯臨時特別給付金 >

ひとり親世帯に給付金（国や地域からもらうことができるお金）を払います。

对象者：①～③のどれかに当てはまる人

- ① 2020年6月分の児童扶養手当の支給を受ける人  
(公的年金などの受け取りにより支給が全額停止されているときを含む)
- ② 公的年金などの受け取りにより児童扶養手当の認定請求をしていないが、2020年5月末時点で、ひとり親家庭にあてはまっていた
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急に変わるなど、収入が児童扶養手当を受け取っている人と同じ程度になっているひとり親家庭

支給額：基本給付は1家庭5万円。第2子以降1人につき3万円たします。

追加給付（基本給付にたす）は、1家庭5万円(支給対象者の①②にあてはまる人で、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急にかわり収入が少なくなった人だけ)

支給日：8月中旬ごろより後

申込み：①にあてはまる人には7月末までに案内通知を送ります。②③の人は、状況により申請方法がちがいますので、子ども支援課に問い合わせてください。

→ 子ども支援課

Tel. 048-775-6819 / Fax 048-774-5342

### ● ハローコーナー（外国人住民咨询窗口）

该窗口可以帮助外国人住民解决在日常生活中遇到的各种问题，开设日期为星期一和星期六。请利用。

#### <在星期一的咨询服务>

开放时间：第一・二・三・五周的每星期一（节假日除外）

地点：市役所 第三别馆 1楼

#### <在星期六的咨询服务>